

公 示

支部役員選挙は、いずれの役員についても立候補者数が定数と同数又は定数未満であつたため、支部役員選挙規則第三十七条第一項の規定により左記を実施しないこととしたので、公示する。

記

一、選挙 日 十二月 十日（火）

時間 午前九時〇〇分から午後四時〇〇分まで
場所 板橋税理士会館

二、期日前投票 十二月 六日（金） 十二月 七日（土）

時間 午前十時〇〇分から午後四時〇〇分まで
場所 板橋税理士会館

三、公聴会 十二月 三日（火）

時間 午後六時〇〇分から
場所 板橋税理士会館

令和六年十一月二十七日

東京税理士会板橋支部役員選挙管理委員会

委員長 有 働 武

